

熊本市道路除草等基本計画

平成31年4月

都市建設局 土木部 道路整備課

1.はじめに

これまで道路景観の向上や道路利用者の快適性向上のため、道路法面の緑化や中央分離帯、歩道等に植樹を行ってきたところであり、現在、植樹施設は155km(国県道69km、市道86km)に及んでいる。一方で近年、維持管理が十分に行き届いていない状況もあり、道路景観や交通の安全性の低下を招いているケースが見られる。このような状況に鑑み、道路除草等を効率的かつ効果的に実施し、道路利用者の安全・安心を確保することを目的として本計画を策定する。

2.道路除草等の現状

(1)管理延長

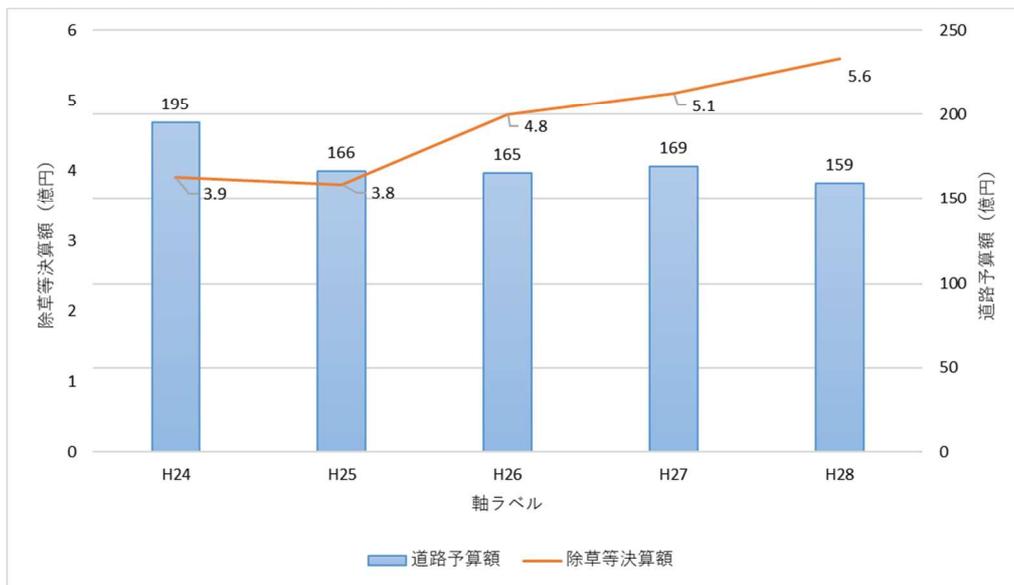
本市が管理する道路及び植樹施設は以下のとおり。

(H30.4時点)

道路区分	管理延長	うち植樹施設延長
国県道	384 k m	69 k m
市道	3,389 k m	86 k m
合計	3,773 k m	155 k m

(2)道路除草等にかかる予算推移

政令市移行後、道路予算全体は減少傾向にある中、除草等の予算は年々増加させるなどの調整を図り対応しているものの、慢性的な予算不足が生じているのが現状である。



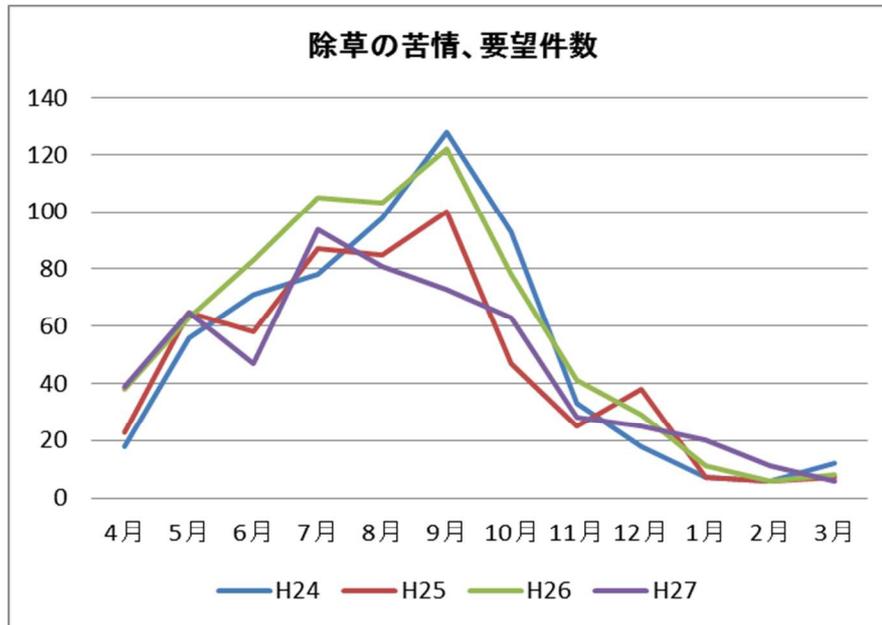
(3)要望件数の推移

政令市移行後の除草・街路樹剪定に関する要望件数は下記のとおりである。H27年度は前年度より2割ほど減少しているものの、依然として多い状況である。

土木センター	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
東	316	335	387	315
西	316	284	309	255
北	297	265	438	320
合計	929	884	1162	890

地域整備室、分室を含む

月別の要望件数の推移は以下のとおり。例年5月、7月、9月に山ができており、9月がピークとなっている。



3. 基本方針

年々、道路除草等の予算額を増やして対応しているものの、要望件数は依然として高く、また、今後の予算確保についても厳しい状況が続くものとする。

このような状況の中、市民の道路利用に関する満足度を向上させ、安心・安全な道路空間を確保するためには、これまで以上に効率的・効果的な道路除草等が必要となることから、以下の方針を基本に道路除草等に取り組むこととする。

基本方針

重点対策道路を設定し、「選択と集中」による道路除草を行う。

雑草、街路樹が原因で道路交通の安全性が確保できていない箇所については、対象物の撤去やコンクリート化などの半永久的措置を講じる。

場所を限定した上で薬剤使用による道路除草を試行的に実施する。

4. 実施基準

基本方針 I

「重点対策道路を設定し、「選択と集中」による道路除草を行う。」

(1) 重点対策道路

1) 道路利用者(車両、歩行者、自転車)が多く安全性の確保が特に必要な道路
車線数が4以上で歩道がある道路(別図1参照)

(主)熊本港線、(一)田迎木原線、(主)熊本高森線、通称産業道路、
通称国体道路(市道)など

上記 以外で、幹線道路のうち通学路に指定されている区間

(一) 熊本田原坂線、(一) 小島新町線、(一) 小池竜田線 など

- 2) 本市を最初に印象づける玄関口となる道路で、景観上特に配慮が必要な道路(別図2参照)
国道 266 号、国道 387 号、(主) 熊本空港線、(主) 熊本益城大津線、(一) 益城菊陽線、
(一) 住吉熊本線、(一) 辛川鹿本線、市道鹿帰瀬町小山 7 丁目第 1 号線、市道春日 3
丁目第 17 号線

(2) 標準実施回数等

1) 除草

道路の区分による除草の標準回数、時期は下記のとおりとする。

道路区分	標準回数	標準実施時期
重点対策道路	3 回 / 年	梅雨前、梅雨明け、冬
その他の幹線道路	1(～2) 回 / 年	梅雨明け、(冬)
生活道路	必要に応じて	必要に応じて

2) 街路樹剪定

街路樹の剪定については下記のとおりとする。

種類	分類	標準回数	標準実施時期
高木	すべて	1 回 / 3 年	樹種による生長速度、地元要望等を踏まえ適切に実施すること。
中低木	重点対策道路	2 回 / 年	
	その他箇所	1 回 / 年	

(3) 留意事項等

- ・各土木センター(室)において、重点対策路線の除草・街路樹剪定の実施区間や時期等について、地域の実情を踏まえた「実施計画」を策定すること。
- ・熊本県の「おもてなしグリーンプロジェクト」と連携して実施する必要がある(主)熊本益城大津線については、「熊本益城大津線(第二空港線)の街路樹管理に関する検討会議」の答申に基づき実施することとする。
- ・道路法面の除草にあたっては、通行に支障がある部分のみ(法尻 2m 又は法肩 1m 幅程度)の除草でも可とする。
- ・各センター(室)界付近については、相互に除草・剪定の時期等を合わせるなど、連携した実施に努めること。また、行政界付近についても同様に、隣接する道路管理者と協議を行い、連携した実施に努めること。
- ・生活道路の除草等に関する住民等からの要望・苦情に対しては、緊急性を十分吟味し要望者等と調整のうえ実施回数、時期を決定するものとする。
- ・低木の剪定にあたっては、車道面からの高さが 60cm で箱型に整形・剪定するものとする。

基本方針Ⅱ

「雑草、街路樹が原因で道路交通の安全性が確保できていない箇所については、対象物の撤去やコンクリート化などの半永久的措置を講じる。」

(1) 対象箇所

運転者から歩行者や標識等の視認性が確保できない箇所

除草作業時に交通への影響が著しく大きい箇所



(2) 対策方法

運転者から歩行者や標識等の視認性が確保できない箇所

- ・道路交差部等（大規模集客施設等の出口も含む）から 10m、標識等から 5mの区間について、原則として街路樹の撤去、又は張りコンクリート等の施工を行うこととする。
- ・上記区間のみでは視認性が確保できない場合は、視認性が確保できる区間まで上記対策を講じるものとする。
- ・なお、道路交差部が連続している箇所等で、支障物の撤去が路線の緑化環境に与える影響が大きいと判断される箇所については、路線における街路樹のあり方を検討し、本庁主務課と調整すること。

除草作業時に交通への影響が著しく大きい箇所

- ・張りコンクリート等の半永久的措置を図ることとする。
- ・なお、工法の選定にあたっては景観面を考慮すること。



基本方針Ⅲ

「場所を限定した上で薬剤使用による道路除草を試行的に実施する。」

作業の効率化及びコスト縮減のため、以下のとおり薬剤使用を試行する。

(1) 除草剤の使用場所

当面の間、中央分離帯及び交通島のみとする。

(2) 使用方法

パターン : 手作業による除草後(植栽物から高さや幅が飛び出している草だけを除去)に除草剤を散布する。

パターン : 除草剤を散布し、散布してから20~30日後に枯れた草を除去する。

(3) 除草剤の種類

1) イネ科雑草

中央分離帯・交通島には選択性茎葉処理型除草剤を使用する。なお、イネ科雑草を駆除することが目的であるため、使用薬剤はワンサイドP乳剤(有効成分:フルジアポップP 17.5%)と同等のものとする。

2) 上記以外の雑草

対象とする雑草に応じた選択性茎葉処理型除草剤を使用するものとする。

(4) 使用上の注意

- ・使用にあたっては、使用薬剤ごとに定めてある使用基準(希釈率及び散布量等)を必ず守ること。
- ・中央分離帯や交通島内にイネ科の植物(ササ、芝等)が植栽されている場合や周辺にイネ科作物がある場合はワンサイドP乳剤と同等の薬剤の使用を控えること。
- ・中央分離帯や交通島内に中低木・地被類等が確認されない場合は、非選択性茎葉処理型除草剤(グリホサート系除草剤)の使用も可とする。
- ・非選択性茎葉処理型除草剤は全ての植物を枯死させる能力があるため、使用にあたっては周辺の植物にかからないようノズルカバーやあて板等の飛散防止対策を行うこと。
- ・薬剤散布箇所の近隣に住宅等がある場合は、事前に関係者に周知して理解を得よう努めること。
- ・実施に先立ち、試験散布を行い、作業方法や効果、使用障害の有無等を確認してから使用すること。
- ・除草剤の散布場所については、事前の本庁主務課と協議すること。